

大田区報編集業務委託に関する公募型プロポーザル募集要領

1 目的

区の広報紙「大田区報」は、区民が行政情報を得るために活用されているツールであり、区が目指す将来像の実現のため、区の施策を大田区報で効果的に広報することが大変重要である。

そのため、大田区報の編集にあたっては、区民が興味を持ち（紙面構成やデザインの工夫、情報の主題の明確化）、読みやすく（概ね中学生以上が内容を理解できるレベル）、正確な情報（誤った記載の防止）を得られる広報紙とする。

2 委託業務概要

(1) 大田区報編集業務委託

(2) 委託業務内容

ア 企画立案（毎号1面の特集記事に関する編集会議出席を含む）

イ 取材及び写真撮影

ウ 編集業務に関する情報の収集

エ タイトル・デザイン・イラスト・簡易な地図の作成

オ 区報編集に係る素材の用意

カ 文章のリライト、台割の提案

キ 校正（3回以上、受託者による校正専門職による最終校正も行う）

ク 印刷業者への製版データの入稿

ケ ホームページ用区報データの作成

※ 大田区報は、年度内、毎月3回発行（ただし、1月は2回）予定。詳細は仕様書（案）を確認すること。なお、実際の仕様書の作成に当たっては、事業候補者から提出された企画提案を基に双方協議の上、一部変更する可能性がある。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から（契約締結日から）令和8年3月31日まで。

なお、令和8年度、令和9年度の2年度に限り更新の可能性あり。ただし、当該年度の予算議決、履行状況、事業継続の決定等の条件により、契約を保証するものではない。

(4) 委託金額（参考額）

32,136,000円（消費税を含む）（令和6年度予算額）

※令和7年度は写真撮影の回数を13回から35回に変更予定。

参考額としている令和6年度予算額には13回分の写真撮影の経費を含んでいる。

※写真撮影の経費は34,960円（税抜）/回と想定。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 国または地方自治体で発行する定期刊行物の作成実績があること。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける大田区での競争入札参加資格を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと
- (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれかの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等の期間中でないこと
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと
- (6) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと
- (7) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと

4 担当

大田区企画経営部広聴広報課（広報・シティプロモーション担当）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所5階 11番窓口）

電話 03-5744-1132 FAX 03-5744-1503

E-mail koho@city.ota.tokyo.jp

5 候補事業者決定までのスケジュール予定

日時	事項
令和6年11月21日（木）午前9時から	・ 応募書類受付開始 ・ 大田区報11月21日号及び区ホームページに募集記事掲載
令和6年11月21日（木）午前9時から 12月2日（月）午後5時まで	・ 質問受付期間
令和6年12月4日（水）～12月10日（火）	・ 質問回答の公表期間 ※区ホームページに掲載
令和6年12月11日（水）午後5時	・ 応募書類受付締切
令和6年12月16日（月）予定	・ 第一次審査結果通知発送 ・ 提案依頼書送付
令和7年1月17日（金）午後5時	・ 企画提案書提出締切
令和7年1月31日（金）予定	・ プレゼンテーション・ヒアリング
令和7年2月7日（金）予定	・ 選定結果通知
令和7年2月10日（月）予定	・ 選定結果をホームページに掲載

6 参加申込の受付（参加資格の審査及び第一次審査）

(1) 提出書類

次の書類をすべて紙文書で提出すること。

- ア 参加申込書【様式1】 1部
- イ 会社概要書【様式2】 正本1部、副本9部
- ウ 競争入札参加資格審査受付票（写）
- エ 業務実績報告書（令和3～6年度）【様式3】
- オ 令和3～6年度に自治体等で作成した成果品。5種類まで各3部
- カ 区報編集にあたり会社等の有する特筆すべき技術、特徴【様式4】

(2) 提出方法

事前に担当者へ来庁日時等を連絡した上で、直接持参

(3) 提出期間

令和6年11月21日（木）～12月11日（水）午後5時

※受付時間は、祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時

(4) 参加資格審査

前記3のプロポーザル参加資格を満たしていない場合は失格とする

7 質問票の受付及び回答

質問がある場合は、「質問票」【様式5】に記入し、広聴広報課宛てメールで提出すること。なお、電話で担当者に到達確認をすること。

(1) 提出書類（区ホームページからダウンロード）

質問票【様式5】

(2) 提出期間

令和6年11月21日（木）午前9時～12月2日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールでの受付のみとする。タイトルは「大田区報編集業務委託に関する質問（事業者名）」とし、送信後は必ず電話連絡すること。

(4) 提出先及び問合せ先

4と同様

(5) 回答方法

全ての質問を一覧化し、以下のとおり閲覧に供する。

ア 公開場所

大田区ホームページ

イ 令和6年12月4日（水）～12月10日（火）

(6) 質問内容

質問は本募集要領、仕様書（案）及び企画提案書に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案者が提案すべき内容に関する質問は受け付けない。また、質問の内容によって、本プロポーザルによる事業候補者選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。

8 審査方法

本実施要領における審査は、大田区報編集業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において第一次審査及び第二次審査を実施し、その結果を総合的に審査し、最も優れていると認められる者を事業候補者として選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者に対し書類審査を行い、上位3社を第二次審査の対象とする。参加資格を満たす事業者が3社以下の場合は、全ての事業者を第二次審査の対象とする。

審査結果は、令和6年12月16日（予定）に、全事業者に書面で通知する。

(2) 第二次審査（企画提案、プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 提案依頼

第一次審査を通過した事業者に対して、令和6年12月16日（予定）に提案依頼書を送付する。区が設定したテーマに基づき紙面を作成し、令和7年1月17日までに提出すること。

※なお、第二次審査にかかる提出書類等は令和6年12月16日（予定）に送付予定の提案依頼書に記載する

イ プレゼンテーション及びヒアリング

(ア) 令和7年1月31日に大田区内で開催を予定している。詳細については、別途該当する事業者に通知する。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案済みの紙面のみを使用すること。追加資料は受理しない。また、説明は、予定されている事業責任者及び担当者が行うこと（3名以内）。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は参加意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できない場合にはこの限りではない。この場合は、理由を文書にて提出すること。

(エ) 二次審査では、提案者を特定できる内容について発言してはならない。

(3) その他

ア 審査経過は公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

イ 得点が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

ウ 本プロポーザルに関して参加事業者が1者の場合でも審査を実施する。

エ プロポーザル方式による選考後、事業候補者と事業内容や契約内容等を協議する

9 採点項目等

(1) 第一次審査

事業者について、設立年数、正社員数、所在地、優位な特徴等

(2) 第二次審査

企画力、文章力、デザイン・レイアウト、正確性、編集体制、編集・発行に関する提案、見積価格等

10 候補者の選定

(1) 選定委員会において企画提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を選定する。

(2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知する。なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

(3) 選定結果は、大田区ホームページで公表する。

11 参加の辞退

(1) 提出書類（区ホームページからダウンロード）

辞退届【様式6】

(2) 提出期間

令和6年11月21日（木）から12月10日（火）午後5時までとして、それ以降の辞退は認めない。

(3) 提出方法

事前に担当者へ日時等を連絡のうえ、以下の提出先に持参すること。

(4) 提出先及び問合せ先

4と同様

12 欠格事由

(1) 参加資格を満たさない場合

(2) 本募集要領に定める手続きを遵守しない場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積金額が著しく妥当性を欠くと判断される場合

13 その他

(1) 本プロポーザルは、企画・提案能力等が優れた事業候補者を選定するものであり、業務の詳細については事業候補者選定後、双方協議のうえ仕様書を定めるものとする。

(2) 本件は、令和7年度契約の準備行為であり、大田区議会の当該年度予算議決がない場合には契約できない。

(3) 提案内容について、契約の目的が十分に達成できないものであると区が判断したときは、事業候補者を選定しない。